

文部科学省

Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

文部科学省参考資料

平成18年11月30日(木)

文部科学省

グローバルCOEプログラム(ポスト「21世紀COEプログラム」)

「21世紀COEプログラム」の成果(大学改革・教育・研究)を踏まえ、
これまでの基本的な考え方を継承しつつ、さらに支援を充実し、飛躍的な発展を目指す

中教審答申(「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月)、「新時代の大学院教育」(平成17年9月))を踏まえた大学改革を推進
卓越した国際的教育研究拠点をより重点的に支援

274拠点(現行COE採択拠点数) 150拠点程度(ポストCOE) 支援規模: 5千万~5億円/年

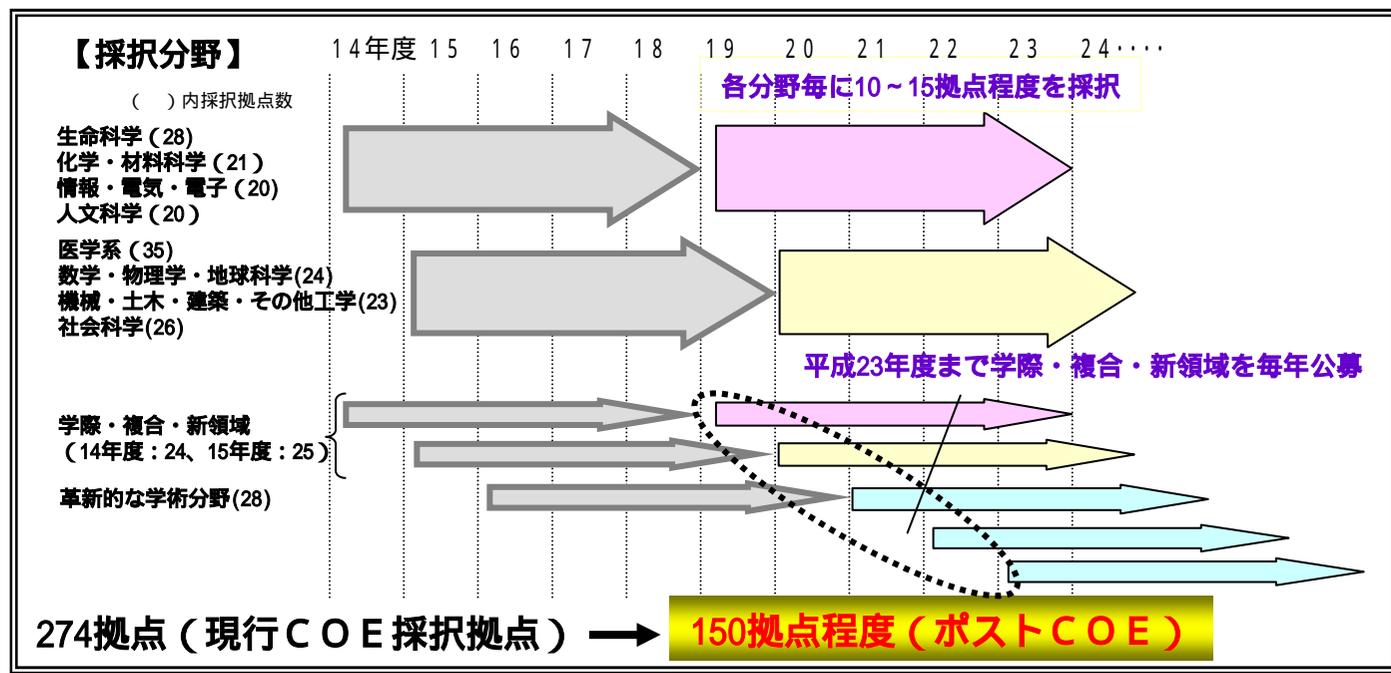
新たな学問的ニーズに対応するため、学際・複合・新領域については、毎年公募

全分野で新たに公募 (現行COEの卓越した拠点は継続させつつ、新規性・将来性も考慮した多元的視点により審査)

若手研究者や博士課程の学生が独立して研究に専念できる環境の整備や経済的支援の強化、国内外の優れた研究機関との連携や海外の優れた研究者の招聘促進

国際競争力を評価するための審査・評価体制の強化(審査・評価に外国人研究者等を積極的に登用)

《審査の視点》
 教育研究活動実績や将来性
 拠点形成計画の内容(特に国際的であるという点を重視、**特色に応じたオンリーワンの教育研究活動**を世界に発信するなどの観点にも配慮)
 大学としての教育研究推進方策
 大学としての若手研究者(特に助教)支援体制



大学院教育実質化推進プログラム

資源に乏しい我が国を、人材立国として発展させ、国際競争力を向上させるためには、
・科学技術の急速な発展による、知の専門化・細分化に対応できる、深い専門性
・新たな学問分野や急速な技術革新に対応できる、幅広い応用力
を持つ人材を養成することが必要不可欠。

また、これまでは自前で人材育成を行ってきた我が国の産業界からも、
高度な専門的知識と企画力をあわせもち、リーダーシップをとれる、即戦力となる人材が求められている。

大学院の人材養成
機能への期待が増大

一方、現状では、大学院の量的整備や制度の柔軟化は行われてきたものの、従来からの徒弟制度的教育が主流であり、産業界をはじめとする社会の幅広い分野で活躍する人材の養成機能が十分ではない。

教育の質の向上が不十分のままでの量的拡大では、
十分な効果をあげられない。

「新時代の大学院教育」中教審答申を踏まえ、大学院教育振興施策要綱を策定(3月30日)

教育の組織的展開を強力に推進するため、制度改革(大学院設置基準の改正)を行うとともに、大学院(博士課程、修士課程)における優れた組織的・体系的な教育の取組を支援する。

大学院設置基準の改正(平成19年4月施行)

- 各大学院における人材養成目的等の教育研究上の目的の明確化・公表
- 教育目的達成のための体系的な教育課程の編成
- 各大学における組織的な教育活動の実施とそのため
の教員の研修・研究(FD)の実施
- 成績評価基準等の明示



優れた取組への支援

対象:博士課程、修士課程を置く専攻
公募の範囲:全分野 期間:3年間
審査:専門家、有識者による第三者評価委員会
審査の視点:人材養成に関する取組計画の実現性(将来性)
各課程の目的に沿った体系的な教育課程の編成
教育研究活動の特色
教員による教育・研究指導方法

「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」(平成18～22年度)

【第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画】

平成18年4月18日 文部科学省

第3期科学技術 基本計画(抄)

(平成18年3月28日閣議決定)

(大学の施設・設備の整備促進は) **公共的施設の中でも高い優先順位**により実施される必要がある。

国は、老朽施設の再生を最重要課題として位置付け、長期的な視点に立ち **計画的な整備に向けて特段の予算措置**を講じる。

基本方針

- ・ **教育研究基盤施設の再生** ← **老朽施設の再生(最重要課題)**
人材養成機能を重視した基盤的施設
卓越した研究拠点
- ・ 大学附属病院の再生：引き続き計画的に整備

整備目標

整備需要：約1,000万㎡ **整備目標：約540万㎡**

・ 教育研究基盤施設の再生	老朽再生	約680万㎡	約400万㎡
	狭隘解消	約280万㎡	約80万㎡
・ 大学附属病院の再生		約80万㎡	約60万㎡

所要経費：約1兆2,000億円

実施方針

- ・ 文部科学省による支援を基本としつつ、以下の取組みを一層推進
- 施設マネジメント**：全学的視点に立った施設運営・維持管理、スペースの弾力的・流動的な活用等
- 新たな整備手法**：寄附・自己収入による整備、産業界・地方公共団体との連携協力等

世界一流の優れた人材の養成

創造的・先端的な研究開発の推進

科学技術創造立国の実現

大学と地域の連携による都市再生・地域再生（施設整備関連）

都市再生プロジェクト（第十次決定） - 大学と地域の連携協働による都市再生の推進 -
（平成17年12月6日 都市再生本部決定）

（抜粋）

大学のキャンパスなどは、機能的にも空間的にも、都市を構成する重要な要素の一つである。

このような大学をまちづくりの重要なパートナーと位置づけ、地方公共団体や住民、NPOなどとの多面的な連携協働を進め、都市再生の一層の推進を図る。

地域の知の拠点再生プログラム
（平成18年2月15日 地域再生本部決定）

（抜粋）

3. 地域と大学等の連携による地域再生の取組の支援に資する施策の推進

地方大学等の施設の再生

・老朽化した地方大学等の施設について、耐震性を向上させるなど安全・安心な環境への再生、教育研究の高度化に対応した機能の向上等を支援することにより、優秀な学生や研究者を惹きつける魅力ある環境に再生し、地域における産業、医療等を支えるための人材を育成するとともに、地方大学等の人材や知的財産を地域社会・産業界との連携により活用し、地域の社会・経済の発展等に貢献する。【文部科学省】

留学生交流の推進

現状

受入外国人留学生数が過去最高を記録

平成17年度
121,812人

日本人海外留学者数は引き続き高水準

平成15年度
74,551人

しかし、未だ欧米先進国との比較では低水準

高等教育機関の留学生受入率
米 英 独 仏 豪 日
6.3% 24.8% 13.7% 11.2% 24.1% 3.3%

留学生交流の課題

留学生受入れ数の量的拡大
外国人留学生の質の一層の向上

日本から海外への留学生数の拡大
帰国後のフォローアップの充実

新たな留学生政策の展開

渡日前から帰国後に至る体系的な留学生支援体制の充実、卒業後の活躍の場の拡大等を総合的に推進

留学生の受入れ・派遣の両面で一層の交流の推進 留学生の質の確保と各大学の受入れ体制の質的充実

平成19年度概算要求における主な内容(案)

経済成長戦略への対応

受 入

派 遣

留学生の質の確保及び受入れ支援の充実
国費留学生受入れの充実
(留学生・産業界交流促進プログラムの創設)
私費外国人留学生学習奨励費の充実
(学生支援機構運営費交付金)
授業料減免学校法人援助の充実

日本人学生の海外留学支援の充実
長期海外留学支援制度の充実
短期留学推進制度の推進
(学生支援機構運営費交付金)

外国人研究者日本定着促進プログラム

背景・国際活動強化のための環境整備と外国人研究者の受入れの促進(第3期科学技術基本計画:平成18年3月閣議決定)
・優秀な外国人研究者への就業支援など定着の促進(平成19年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針)

外国人研究者の日本定着促進が必要

目的 優秀な外国人研究者の日本定着を図り、我が国での外国人研究者の活躍拡大を促すことにより、外国人研究者の優れた研究成果を通じて我が国の研究機関の競争力を向上する。
優れた外国人研究者の存在により周囲の日本人研究者を活性化し、研究水準の向上を図る。
我が国における外国人研究者のキャリアパスの成功事例を生み出すことにより、海外の優秀な研究者(の卵)が外国で研究しようとする際に、研究の場として日本を選択する意欲を向上させる。
(第3期科学技術基本計画で求められる「外国人研究者の活躍拡大」に対応。)

プログラムの概要 研究者を目指す留学生(博士課程)・若手外国人研究者を対象に、我が国の企業・研究機関における研究業務に係る企業・実務体験の場の提供や、求人情報の提供を支援し、外国人研究者の日本定着を促す。

(1) 研究業務・企業実務体験事業 126百万円

- ・文部科学省が選定するコーディネータ機関のコーディネータが、研究者を目指す留学生、若手外国人研究者の情報を収集。また外国人研究人材を採用希望する企業・研究機関等を募集、新規開拓。
- ・コーディネータが研究分野ごとに研究者と企業・研究機関との間のマッチングを図り、当該企業・研究機関における実務体験機会を当該外国人研究者に与える場をアレンジ。

(2) 求人情報提供事業 61百万円

- ・情報提供機関によるメッセの開催や、外国人研究者の求人求職に関するポータルサイトの運営を支援。求人情報とともに日本人との文化的背景の差異に留意し、日本の研究現場の雰囲気伝える。

外国人研究者の活躍の現状

・外国人研究者は、我が国の全研究者のうち1.4%、大学教員のうち3.5%を占めるに至っている。この数は近年横ばいであり、米欧主要国と比較すると低い水準。また、全人口に占める、外国人の割合は1.55%であり、その割合をも下回る現状。

	日	米	英	仏	独
研究者全体	1.4%			5.6%	
大学教員	3.5%	19.3%	17.6%	5.4%	
大学ポスドク	22%	57.2%			
博士号取得者	13.7%	28.5%	35.7%	21.1%	7.0%
大学院生	12.5%	13.2%	26.5%	25.3%	
学部学生	2.1%	2.2%	9.2%	11.8%	

[出典] 各国統計

研究者の活躍拡大について

・我が国の研究者を世界に通用する人材に育むとともに、優秀な外国人研究者の受入れにより研究の多様性や研究水準の向上を図ることにより、我が国の科学技術力を強化する。

・外国人研究者の受入れの促進・活躍の拡大を図るため、出入国管理制度や査証発給のあり方に係る必要な見直しや運用改善等を一層推進する。<第3期科学技術基本計画 平成18年3月閣議決定>

外国人研究者の活躍拡大を図るため、我が国では、研究者の活躍するための前提である魅力ある研究環境の創出を図りつつ、フェローシップによる外国人研究者の招へいや、入国や滞在時の障壁低減のための制度的障壁の低減化を図ってきた。しかしながら、近年外国人研究者の受入れ数は伸び悩み、また諸外国と比してもその割合は低い。現在、受入を実施した後、フェローシップや留学の終了後の日本でのキャリアパス構築を支援する施策が従前は十分に無かった。本施策により、入国、受入、定着、活躍の一連の外国人研究者のフローを切れ目なく支援することが可能になる。

	日	米	英	仏	独
研究者全体	1.4%			5.6%	
大学教員	3.5%	19.3%	17.6%	5.4%	
大学ポスドク	22%	57.2%			
博士号取得者	13.7%	28.5%	35.7%	21.1%	7.0%
大学院生	12.5%	13.2%	26.5%	25.3%	
学部学生	2.1%	2.2%	9.2%	11.8%	

(出典) 各国統計

フェローシップ等による招へい

・若手研究者を招へいし、我が国研究者との共同研究に従事することにより、研究者養成を図る。(外国人特別研究員事業)

制度的障壁の低減化

・出入国管理制度、在留期間の延長、永住権発給要件の緩和等の制度的障壁の低減化を図る。

H18年5月 出入国管理法改正により、「特定活動」として、外国人研究者の在留期間が最大3 5年に延長

キャリアパスの構築、定着支援

・研究者を目指す留学生(博士課程)・若手外国人研究者を対象に、我が国の企業・研究機関における研究業務に係る企業・実務体験の場の提供や、求人情報の提供を支援し、日本定着を促進し、キャリアパスの構築を図る。(外国人研究者日本定着促進プログラム)

入国

21,958人

577人

新たに在留資格「留学」(日本で博士号を取得した)で入国したもの(2004年) (留学生は2,404人(2004年))

日本で博士号を取得し、日本で就職した留学生(2004年)

10,701人(2004年)
日本滞在の外国人研究者数(我が国の研究者の1.4%)

魅力ある研究環境の創出

- ・魅力ある研究環境の創出、世界レベルの研究拠点(振興調整費、21世紀COE等)
- ・招へいする際の研究環境の初期投資支援
- ・大学の事務組織等の国際体制の整備(大学国際戦略本部強化事業)

日本の総人口に占める外国人全体の割合は1.55%(2004年)である

実線は実施事業
点線は新規事業

地域の知の拠点再生プログラムについて

～ 大学等と連携した地域の自主的な取組に対して省庁が連携して支援～

地域再生のためには、地域の人材・知識が集積する知の拠点である大学等と連携した地域づくりの推進が重要。

地域の大学等は、「地域貢献(地域課題解決のための研究・教育の実践)」を志向し、地域に根ざした人材を養成することが重要。

「地域再生のためのひとづくり、人材ネットワークづくり」を促進し、持続可能な地域再生を推進。

「地域の大学等を核とした知識・人材の創出と地域活力の好循環を形成」

地域再生計画と連携した施策(11施策)

科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム【文部科学省】

現代的教育ニーズ取組支援プログラム【文部科学省】

地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム【文部科学省】

国立大学法人における地域振興、地域貢献関連事業(学術研究関係)【文部科学省】

「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進【厚生労働省】

地方大学等の知的・人的資源活用による農林水産研究の実用化促進【農林水産省】

地域の産学官連携による優れた実用化技術開発への助成【国土交通省】

地域新生コンソーシアム研究開発事業【経済産業省】

地域新規産業創造技術開発費補助事業【経済産業省】

地方公共団体と地域の大学との連携促進のための寄附金支出協議の簡素化・迅速化【総務省】

日本政策投資銀行の低利融資等の活用【財務省】

地域と大学等の連携による地域再生の取組の支援に資する施策(15施策)

- ・国立大学における地域振興・地域貢献関連(学術研究関係を除く)、国立高等専門学校における地域連携・地域貢献関連事業、私立大学における社会連携研究推進事業、産学官連携活動高度化促進事業、地方大学等の施設の再生【文部科学省】
- ・バイオマスの利活用の推進(バイオマスの環づくり交付金)、食料産業クラスターの推進【農林水産省】
- ・産学連携製造中核人材育成事業の実施、ビジネス・インキュベーション施設整備の推進【経済産業省】
- ・地域の観光を担う人材の育成支援【国土交通省】
- ・「知の集積」等をいかした新しい観光振興の支援【文部科学省、国土交通省】
- ・環境と経済の好循環のまちモデル事業の実施【環境省】
- ・地域の創意工夫による実践的な都市再生活動の支援【都市再生本部】
- ・地域振興フォーラムの開催【日本学術会議】
- ・道路使用許可等の手続の円滑化による知の拠点を活用した地域再生の支援【警察庁、国土交通省】

第3期科学技術基本計画への位置付け

「科学技術に関する基本政策について」(平成17年12月27日総合科学技術会議答申)【抜粋】

1. 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出
2. 大学の競争力の強化
 - (1) 世界の科学技術をリードする大学の形成
 - (2) 個性・特色を活かした大学の活性化(地域に開かれた大学の育成)

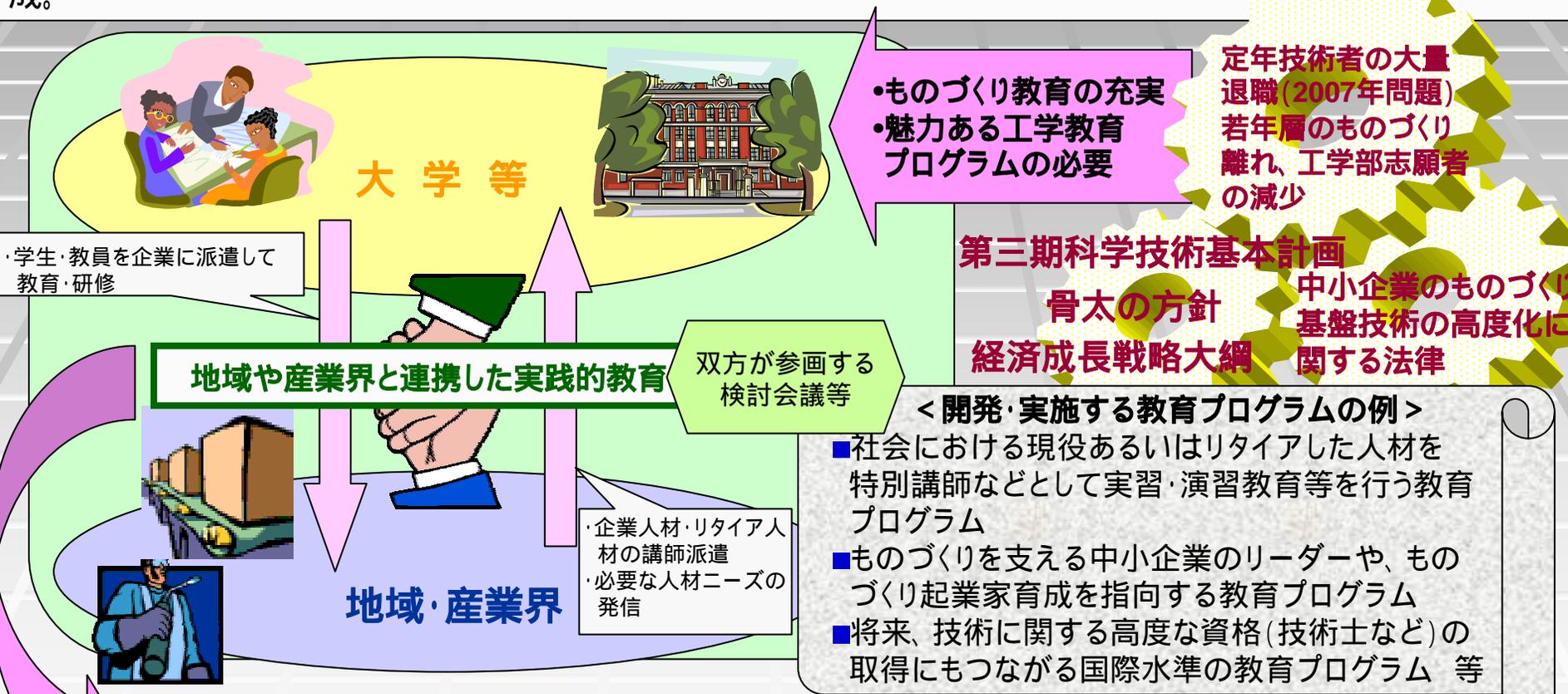
地域における大学は、国公立を問わず地域にとって重要な知的・人的資源であり、地域に開かれた存在として地域全体の発展に一層寄与すべきである。また、地方公共団体等は、このような大学をパートナーとして捉え活用していくことが地域再生に不可欠と認識し、積極的に支援していくことが期待される。例えば地場産業・伝統産業の技術課題や新技術創出に大学が取り組む地域貢献型の産学連携や、それら産業と連携した人材育成の推進など、地域が大学と連携し、国の支援とがあいまって、地域の大学を核とした知識人材の創出と地域活力の好循環を形成していくことが望ましい。

地域の大学の活性化・活用による地域再生の一環として、文部科学省、地域再生本部、総合科学技術会議等が連携し、大学と連携した地域の自主的な取組に対する支援措置や環境整備を盛り込んだ「地域の知の拠点再生プログラム」を推進する。

ものづくり技術者育成支援事業

大学等におけるものづくりに関する技術教育の充実のため、これまで主に行われていた講義中心の教育ではなく、地域や産業界と連携した実験・実習と講義の有機的な組み合わせによる教育プログラムを開発・実施。

地域の大学等と地域産業の連携による、地域におけるイノベーション創造を担うものづくり技術者の育成。



ものづくり過程の全体を見渡し技術の目利きをすることのできる

ものづくり技術者の育成

▶第3期科学技術基本計画

第3章 科学技術システム改革

1. 人材の育成、確保、活躍の促進

(3) 社会のニーズに応える人材の育成 (技術者の養成)

大学、高等専門学校(略)においては、将来のものづくり人材を含めた技術者養成のための実践的教育を進める。

▶分野別推進戦略(**ものづくり技術分野**)

重要な研究開発課題(10) - ものづくり人材の育成強化と活躍促進

2007年問題によって失われる可能性のある、団塊の世代が有するものづくりの知識、ノウハウ等の現場の技術を維持、確保するための実践的な人材育成を推進する。(中略)これらの課題の解決には、産業界と大学等との共同による取組が必要であり、国がその方向付けと支援を実施する。

▶経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006

第2章 成長力・競争力を強化する取組

1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

(3) 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)

中小企業の活性化

- ・(略)モノ作り教育の充実等により、モノ作り中小企業の技術力の底上げを図る。

▶経済成長戦略大綱

第3. 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)

2. 中小企業の活性化

(2) モノ作り中小企業の競争力強化

「中小ものづくり高度化法」を中核として、(略)モノ作り技術者等の人材育成、(略)モノ作り教育の充実など、総合的な施策を強力に推進する。

など

イノベーション創出に向けた産学官連携の新たな展開

国際的な産学官連携活動の強化など、多様に展開されつつある産学官連携の深化を図る。
独法・大学等の先端研究施設の民間企業による共用、先端計測機器等のものづくり技術分野におけるイノベーション創出を推進。

第3期科学技術基本計画の最重要課題：「イノベーションを生み出すシステムの強化」

我が国は、厳しい国際競争の中、独自の研究成果から絶えざるイノベーションを創出していかなばならず、産学官連携を最大限機能させ、イノベーション・システムを強化していくことが必要

産学官連携は
イノベーション・システムを
機能させる基幹コンセプト

持続的・発展的な産学官連携の展開

多様に展開されつつある産学官連携の深化

世界的レベルの産学官連携活動の強化

(グローバルスタンダードの産学官連携体制整備)

・国際的な産学官連携の推進体制整備

(大学知的財産本部整備事業)

各大学の策定する「国際的な産学官連携ポリシー(仮称)」に基づき以下の施策を実施

- 国際的に通用する知財人材(*)の育成・確保(ポスドク等の海外研修等)
(*)科学技術に詳しく、海外での侵害訴訟や契約に精通し、経営に明るく、国際的に通用する知財人材
- 国際法務機能の強化と紛争予防(弁護士・弁理士等外部専門家の活用)
- 国際産学連携・情報発信機能の強化(国際的なリエゾン活動を行う人材の配置)
- 海外特許の戦略的な取得(海外特許専門人材の配置)

・海外特許出願支援の強化(JST)(=技術流出の防止)

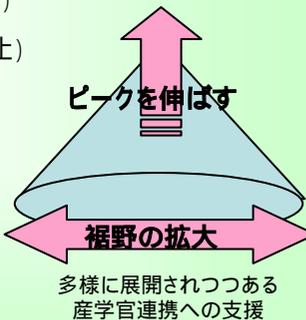
産学官連携の裾野の拡大・深化

・地域の知の拠点再生を支援するコーディネーターの重点配置(地域イノベーションの強化)や目利き・制度間つなぎの強化を図る

本格的な共同研究や技術移転に係る研究開発

- ・産学共同シーズイノベーション化事業
(基礎的段階からの本格的な共同研究を推進し、我が国の競争力強化に資するイノベーションを創出)
- ・独創的シーズ展開事業(独創モデル化、大学発ベンチャー創出、委託開発等)

基本特許の国際的な戦略
取得、海外企業からの受託
研究などの拡大



先端研究施設の共用による民間企業のイノベーション創出

先端研究施設共用型イノベーション創出プログラムの創設

- ・独法、大学等の先端研究施設の共用を進め、民間企業の活用を拡大
- ・施設共用促進ポータルサイトによる情報提供(共用可能施設・設備一覧、利用条件等)



(参考) 研究交流法等の一部改正法案に対する付帯決議【抜粋】
「独法、大学等の研究施設の共用を促進するため、体制整備を促すとともに、国は必要な支援をしつつ、共用に積極的な風土の醸成に努めること。」

ものづくり技術分野におけるイノベーションの強化

「先端計測分析技術・機器開発事業」による産学連携ものづくりイノベーションの促進(事業の抜本強化)

【戦略重点科学技術】

- ・最先端の研究開発ニーズに応える機器開発を強力に推進するとともに、新たにユーザーを取り込んだ応用領域(ものづくり)の産学協働開発を推進

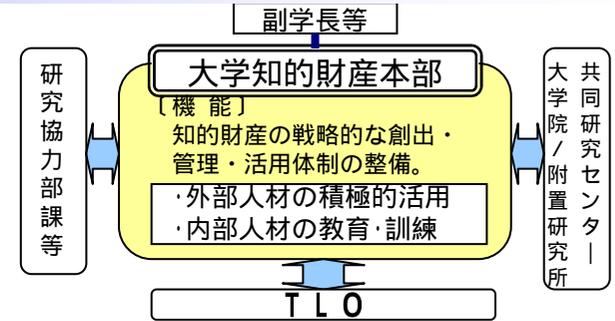
国際的な産学官連携の推進体制整備

(大学知的財産本部整備事業)

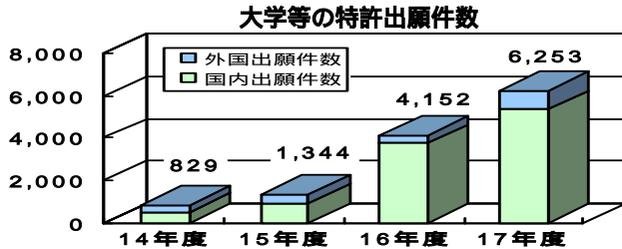
大学知的財産本部整備事業(平成15年度～)

大学等における戦略的な知的財産の創出・管理・活用を図るため、平成15年度より実施。

【実施機関】43大学(うち6大学は「スーパー産学官連携本部」)



成果の着実な進展



【実績】

特許出願件数、共同研究・受託研究の件数・研究費の大幅な増加 等

【体制整備】

副学長等をトップに据えた全学的・横断的な体制の構築
知的財産ポリシーなど基本的な学内ルールの設定 等

課題

海外企業からの受託研究・共同研究の実績、ノウハウ・経験が少ない(全体の1%未満)

国際知財人材の育成、海外企業との交渉・契約実務体制、海外企業への情報発信が不十分

海外への技術流出の防止(海外特許出願の質の向上)

等

事業内容

各大学の策定する「国際的な産学官連携ポリシー(仮称)」に基づき、以下の施策を実施

国際的に通用する知財人材の育成・確保

海外研修等を通じ、科学技術に詳しく、海外での侵害訴訟や契約に精通し、経営に明るく、国際的に通用する知財人材の育成・確保

国際法務機能の強化と紛争予防

弁護士・弁理士等外部専門家を活用した契約・交渉実務の支援

国際産学連携・情報発信機能の強化

国際的なリエゾン活動を行う人材の配置

海外特許の戦略的な取得

海外特許専門人材の配置

国際的な産学官連携推進体制の構築による我が国の国際競争力の強化

～基本特許の国際的な戦略取得、海外企業からの受託研究などの拡大～

産学官連携活動高度化促進事業

事業概要

共同研究の企画、契約、渉外等において、大学等では不足している分野での専門知識や実務経験を持った人材(産学官連携コーディネーター)を大学等に配置し、大学等から産業界、地域社会に対し知識の移転、研究成果の社会還元を果たす。



新たな連携の創出・産学官連携の高度化

コーディネーターは個々の産学官連携活動をきめ細かくサポート

規模:各大学等に配置:全91名(平成18年4月1日現在)
(大学等担当81名、地域の知の拠点再生担当7名、広域担当3名)

配置重点化の方針

「地域の知の拠点再生担当コーディネーター」の重点配置(地域イノベーションの強化)

大学等と、地域における企業や地方公共団体等との連携を促進することにより、地域の特性を生かした地域産業の活性化や大学等を拠点とする産学官連携のネットワーク形成を図り、地域の大学等を核とした知識・人材の創出と地域活力の好循環の形成を促進する。(「地域の知の拠点再生プログラム(平成18年2月15日地域再生本部決定)」の一環)

イノベーション創出に向けた目利き・制度間つなぎの強化(新規)

大学等において、革新的技術シーズとニーズを結びつける場を形成するとともに、優れた研究成果の応用・発展可能性を見極め、実用化に向けた取組や、制度を越えて研究を発展させるための研究費制度への応募を促進し、優れた研究成果を切れ目なく実用化につなぎ、イノベーション創出や社会への成果還元に資する。

コーディネーターは、大学等の産学官連携の取組みのステージに応じて活動を実施

産学官連携コーディネーターの主な役割 (ステージ1)

大学シーズと企業ニーズの把握、発掘
大学シーズと企業ニーズのマッチング
大学研究成果の技術移転、事業化に向けたアドバイス

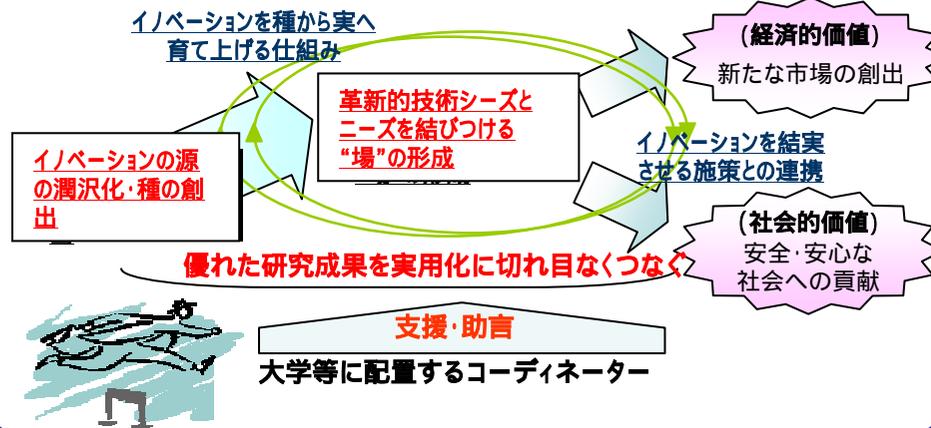
産学官連携コーディネーターの主な役割 (ステージ2)

大学内外における産学官連携体制の構築支援
モデルとなる産学官連携プロジェクトの企画・助言
教職員への産学官連携意識の醸成

産学官連携コーディネーターの主な役割 (ステージ3)

地域、自治体との連携システムの構築支援
全国的なネットワークを活用して産業界の幅広いニーズに対応
シーズ創造の促進、目利きによるシーズから事業化へのつなぎ

イノベーション創出に向けた目利き・制度間つなぎの強化



先端研究施設共用型イノベーション創出プログラム

独法・大学等の先端研究施設の産業界利用(共用)を進め、イノベーションを加速

共用促進

産業界の先端研究ニーズ

民間企業の製品開発には科学的知見がより一層求められている

我が国の先端研究施設の
ポテンシャルを最大限活用
産学官の知の融合

イノベーションを加速

独法・大学等有する
先端研究施設

産業利用に対する大きなポテンシャルが存在

第3期科学技術基本計画【抜粋】

「大学、公的研究機関等は、機関の枠を超えた共同利用など、研究設備の効果的かつ効率的な利用を促進する。」

研究交流促進法等の一部改正法案(18年5月成立)に対する付帯決議【抜粋】

「独法、大学等の研究施設の共用を促進するため、各機関における体制の整備を促すとともに、国は必要な支援をしつつ、共用に積極的な風土の醸成に努めること。」

【例】(独法)



SPring - 8
[理研]



地球シミュレータ
[海洋機構]



NMR施設
(核磁気共鳴装置)
[理研]

(大学)

- 高出力レーザー装置
- アイソトープ実験施設
- 超強磁場発生装置
- 光分析装置
- 放射線発生装置
- 電磁波分析装置

産業利用拡大

- ・中小企業を含む新規利用・分野の拡大
- ・戦略利用分野におけるイノベーションの促進

先端研究施設の共用を
進める研究拠点(機関)を公募

研究機関の申請
・提供可能なマシンタイム
・戦略的な利用分野の提案

戦略共同研究

- ・産学官連携部門との連携による課題採択、施設を中核とした研究交流促進
- ・戦略利用分野に応じた産学官共同研究

採択

民間企業の利用しやすい充実した支援体制の構築

支援内容

施設の共用運営費の支援
施設共用を技術的に支援する「施設共用技術指導研究員(仮称)」を配置
産業界に対する共同研究・利用課題の提案・相談を担当する「共用促進リエゾン(仮称)」を配置

(JST事業との連携) 施設共用促進ポータルサイトによる情報提供(共用可能施設・設備一覧、利用条件等)

平成19年度 地域科学技術振興施策について

H18年度までの取組

知的クラスター創成事業 100億円

国際競争力のある技術革新のための集積の創成を目指す。18地域で実施。
18年度終了地域で終了評価を実施。

都市エリア産学官連携促進事業 40億円

産学官連携による個性ある地域産業の育成・発展等を目指す31地域で実施。
地域の自立性を高めるため18年度よりマッチングファンド方式に移行。

H14～H17の成果

- ・産学官参加研究者 3,764人
(うち産は1,316人)
- ・特許出願件数(国内外)2,200件超
- ・事業化件数
(商品化・起業化等) 800件

科学技術振興機構(JST)の 地域研究開発事業

地域イノベーション創出総合 支援事業 72億円

地域における新事業・新産業の創出のための取組を総合的に支援

重点地域研究開発推進プログラム

(シーズ発掘、育成研究)

地域研究開発資源活用促進プログラム

地域結集型研究開発プログラム

地域イノベーションの強化

第3期科学技術基本計画
「地域イノベーション・システムの構築と
活力ある地域づくり」

イノベーション創出総合戦略
「地域イノベーションの強化」

経済成長戦略大綱
「地域の技術開発と産学官連携等」

骨太方針2006
「地域経営の活性化」

知的財産推進計画2006
「地域の人材ネットワークを充実し産学
官連携を推進する」

H19年度の重点施策

総合科学技術会議
連携施策群
(地域科学技術クラスター)

関係府省

関係府省連絡会議
地域ブロック協議会

知的クラスター創成事業(第 期)(仮称) 69億円(新規)

・これまでの成果を踏まえ、地域の自立化を促進しつつ、「選択と集中」の視点で、世界レベルのクラスター形成を強力に推進。

知的クラスター創成事業(49億円)

- ・継続7地域について、引き続きクラスター形成を促進
- ・19年度終了する4地域について終了評価を実施

都市エリア産学官連携促進事業 48億円

- ・継続地域(一般型 13地域、発展型 9地域)について引き続き地域産業の育成・発展を目指す。
- ・新規地域を採択(一般型 5地域、発展型 6地域)

地域イノベーション創出総合支援事業 (JST) 133億円

- ・地域に密着したコーディネート機能をより機動的・効率的に拡充。
- ・シームレスな研究開発支援のため、シーズ発掘試験発展型を新設。

知的クラスター創成事業

1. 知的クラスターとは

第2期科学技術基本計画(平成13年3月)において「知的クラスター」の形成を促進することとされた。

「知的クラスター」とは、地域のイニシアティブの下で、地域において独自の研究開発テーマとポテンシャルを有する公的研究機関等を核とし、地域内外から企業等も参画して構成される技術革新システムをいう。

2. 知的クラスター創成事業の概要

(1) 基本的考え方

地域自らが目指す「知的クラスター」形成のための「育成段階」の事業

国際的な優位性を確保しうる特定の技術領域に特化し、連鎖的な技術革新と新産業創出が起こるシステムを構築

(2) 事業概要

予算：1地域あたり約5億円×原則5年間(18地域で実施)
地方公共団体が指定する中核機関(科学技術振興財団等)に補助金を交付し、事業化を目指して産学官共同研究を実施

司令塔たる「知的クラスター本部」(本部長、事業総括、研究統括等)が事業全体をマネジメント
県単施策、国の関連施策、地域の産業界等との連携による研究成果の事業化

3. 関係府省との連携

経済産業省をはじめとした関係府省との連携

- ・「地域クラスター推進協議会」や「合同成果発表会」等を通じ、研究成果を産業クラスター計画で着実に実用化
- ・経済産業省のみならず他府省の事業との連携強化(関係府省連携プロジェクト)

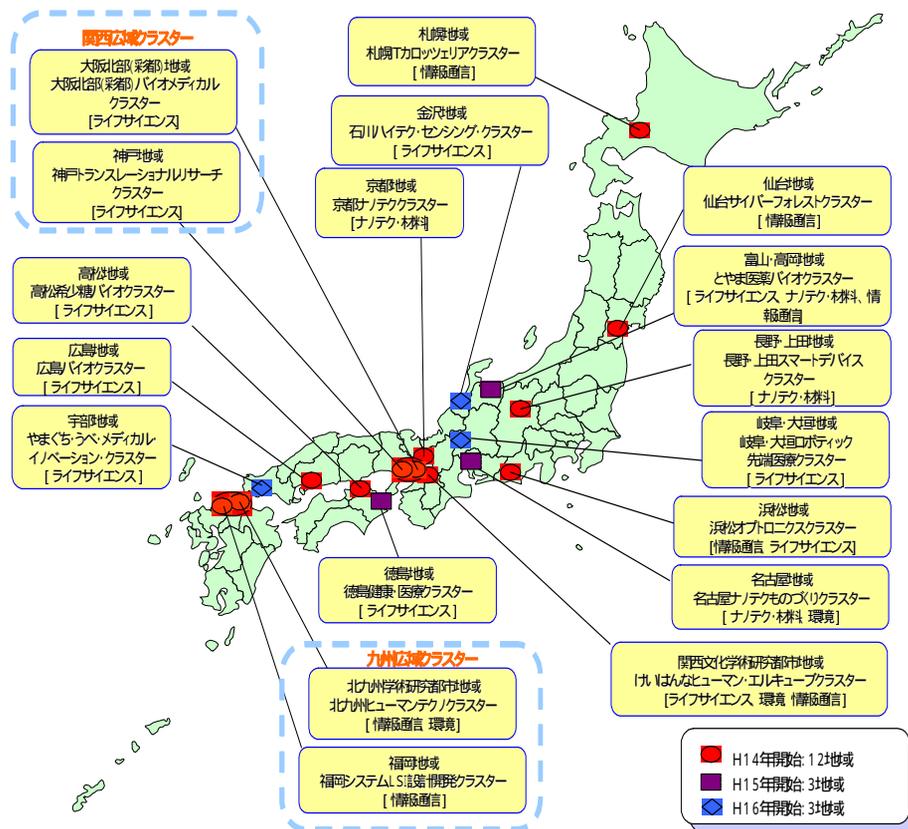
連携施策群、関係府省連絡会議等を活用し、関係府省と連携して、効率的な研究開発の実施、研究成果の実用化を図る。

4. 中間評価及び終了評価の実施

地域自らが事業の見直しを行う契機として事業開始3年目に中間評価を実施。競争的環境維持のため、評価結果を補助金交付額へ反映

平成19年度以降の施策展開を見据え、終了評価を実施。

知的クラスター創成事業実施地域



知的クラスター創成事業(第 期)(仮称)

概要

イノベーションの実現は成長の起爆剤であり、「イノベーション創出総合戦略」や「経済成長戦略大綱」に基づき、イノベーションを種から実へ育て上げる仕組みを強化する観点から、地域イノベーションの強化を図っていくことが喫緊の課題となっている。

このため、これまでの「知的クラスター創成事業」の成果を踏まえ、地域の自立化を促進しつつ、経済産業省をはじめとする関係府省と連携して、「選択と集中」の視点に立ち、世界レベルのクラスター形成を強力に推進する。

知的クラスター創成事業

背景

第2期科学技術基本計画(平成13年3月)において、「知的クラスター」の形成を推進するとされたことを受け、文部科学省では、平成14年4月より、「知的クラスター創成事業」を実施(現在、全国18地域)

「知的クラスター」:
知的創造の拠点たる大学、公的研究機関等を核とした、関連研究機関、研究開発型企業等による国際的な競争力のある技術革新のための集積

成果

各地域において、クラスター形成に向けた取組が着実に進捗

産学官連携体制の構築

効果的な産学官の協働体制が構築されつつある。

共同研究開発成果の事業化等

特許出願、製品化等の事業化、ベンチャー起業等多くの成果があがっている。

地域独自の取組の進展

ベンチャーファンドの設立など、地方自治体においても本事業と連動した各種施策が実施されている。

[成果事例]

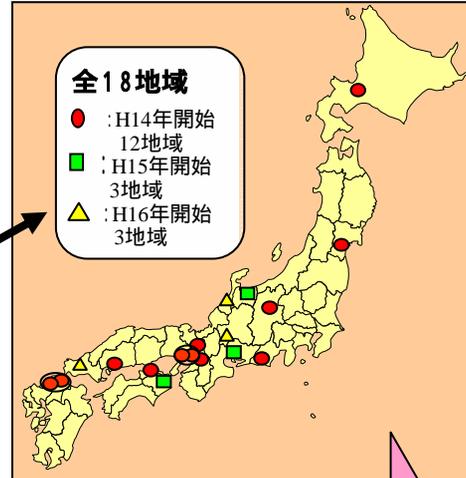
産学官参加研究者数

平成17年度は **2,439人(うち産は806人)**

特許出願件数

1,615件

事業化件数(商品化・企業化等) **473件**



着実に成果はあがってきているが、持続的なイノベーションを創出するクラスター形成のためには更なる投資が必要

(クラスター形成には10年~30年程度必要)

第3期科学技術基本計画

地域クラスターの形成

地域の戦略的なイニシアティブや関係機関の連携の下で長期的な取組を推進

国は、クラスター形成の進捗状況に応じ、各地域の国際優位性を評価し、世界レベルのクラスターとして発展可能な地域に重点的な支援を行うとともに、小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスターを各地に育成

知的クラスター創成事業(第 期)(仮称)

メリハリの効いた予算配分

- 今年度実施する終了評価等を踏まえ、**世界レベルのクラスターとして発展可能な地域に対して重点的支援**
- 研究開発分野やクラスターの進捗度合いに応じて、**地域ごとに柔軟に予算配分**

[事業実施地域数] 18地域 10地域程度()
(5億円~10億円程度/年/地域)

「クラスター発展可能性調査」の結果を踏まえて選定
(新規地域の参入もあり得る)

地域の自立化の促進

- 地域負担の現状等を踏まえた上で、**地域の自立性をより一層高める方向で地域負担とすべき経費を設定**(地域クラスター形成において核となる人材のために必要な経費を確保 等)

国の分野別戦略との整合

- クラスターの国際競争力を高める観点から、国の分野別推進戦略との整合を図り、**大規模プロジェクトを含む他の研究開発支援事業の投資状況とも緊密に連動**

広域化・国際化の促進

- 異分野間連携の促進や新興融合分野への拡大などにより、**クラスターのポテンシャル・国際競争力を高める観点から、他のクラスターや都市エリア事業実施地域、産業クラスター計画、海外のクラスターなどとの連携強化を目的とした各地域の取組を勧奨**

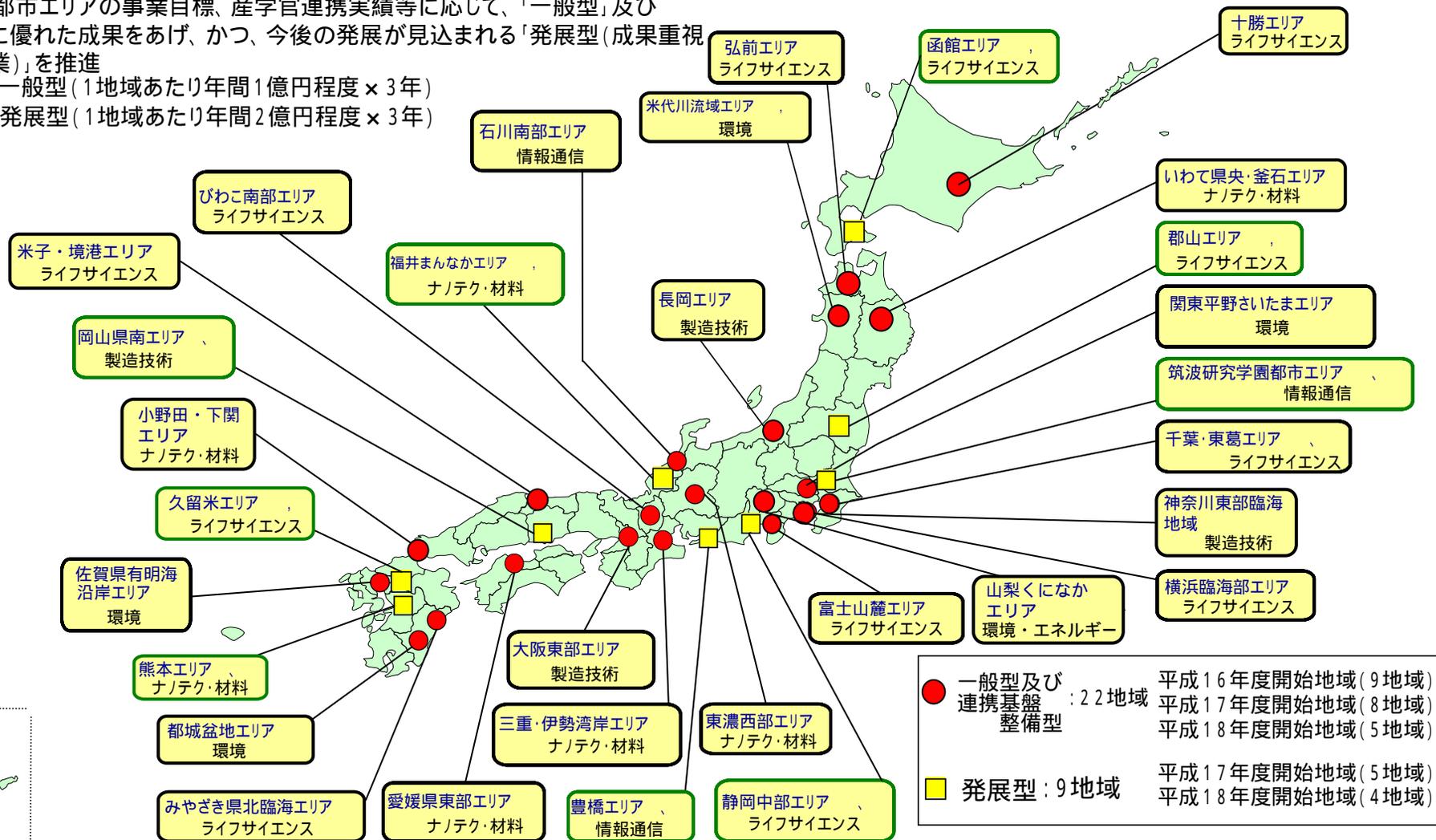
都市エリア産学官連携促進事業

(1) 目的・趣旨

地域の個性発揮を重視し、大学等の「知恵」を活用して新技術シーズを生み出し、新規事業の創出、研究開発型の地域産業の育成等を目指して産学官共同研究等を実施

(2) 事業概要

- ・個性発揮、地域特性を重視し、特定領域への分野特化
- ・都道府県及び政令指定都市が指定する中核機関が事業の実施主体
(平成18年度から、地域の自立性を高めるため、地域の資金負担が必要なマッチングファンド方式に移行)
- ・各都市エリアの事業目標、産学官連携実績等に応じて、「一般型」及び特に優れた成果をあげ、かつ、今後の発展が見込まれる「発展型(成果重視事業)」を推進
 - ・一般型(1地域あたり年間1億円程度×3年)
 - ・発展型(1地域あたり年間2億円程度×3年)



地域イノベーション創出総合支援事業

要求の背景・理由

- ・第3期科学技術基本計画においても、「地域イノベーション・システムの構築と活力ある地域づくり」の重要性が謳われている。
- ・この実現のため、本事業では地域の独創的研究成果に基づく個別課題の企業化に向けた取り組みを支援。平成19年度はこの取り組みを充実させるため、コーディネート機能と支援対象課題の拡充を図っていく。

事業内容

目的： 技術革新による地域経済活性化、新産業創出を目指して、地域における産学官連携の活性化や大学等の独創的研究成果の育成を推進することを目的とする。

事業の概要： 全国に展開している研究成果活用プラザやJSTサテライトを拠点として、自治体、経済産業局、JSTの基礎研究や技術移転事業等との連携を図りつつ、以下のプログラムにより**シームレスな研究開発支援**と**地域に密着したコーディネート活動**を展開し、地域イノベーションの効果的創出を目指す。

< 重点地域研究開発推進プログラム >

研究成果活用プラザ及びJSTサテライト：地域の独創的な研究成果を活用し、地域の産学官交流や産学官共同研究による独創的研究成果の育成（育成研究）を推進。

【新規拡充】：より機動的・効率的に地域に密着したコーディネート機能へ

JSTサテライトを**4地域に新設**。

サテライトコーディネータを**1名から2名に拡充**。

シーズ発掘試験： 地域のコーディネート活動を活性化することにより、大学等の持つシーズを発掘・育成し、実用化に近づける。

【新規拡充】：

シーズ発掘試験発掘型の新規課題数の拡充

シーズの掘り起こし、コーディネータ活動を活性化させる**シーズ発掘試験発掘型の新規採択課題を500 2000課題へ**。

実証型地域イノベーションの創出（シーズ発掘試験発展型の新設）

経済成長戦略推進要望として要求（900百万円）

発掘したシーズを実用化開発制度につなげるため、**シーズ発掘試験発展型を新設（600万円×150課題）**

< 地域研究開発資源活用促進プログラム >

地域の科学技術振興事業の成果や産学による共同研究の成果で、地域への産業振興の貢献が期待される研究成果の地域企業への円滑かつ効果的な技術移転を実現し、地域におけるイノベーションの創出に資する。

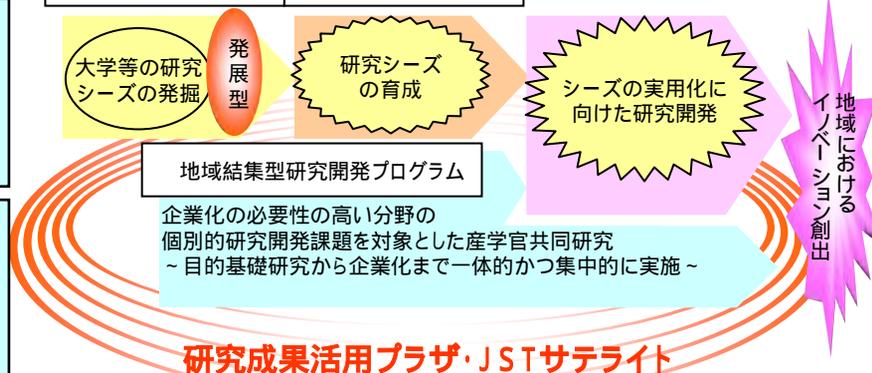
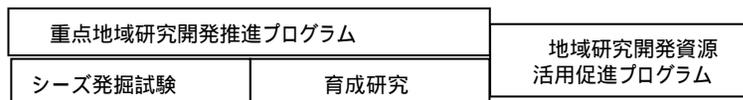
【新規拡充】：プロトタイプ開発のサポートを強化。 新規課題を5～10課題採択。

< 地域結集型研究開発プログラム >

地域として企業化の必要性の高い分野の個別的研究開発課題を集中的に取扱う産学官の共同研究事業。大学等の基礎的研究により創出された技術シーズを基にした試作品の開発等、新技術・新産業の創出に資する企業化に向けた研究開発を実施する。

【新規拡充】：中期的な地域の企業化研究開発課題の支援のため、新規課題を採択

地域として必要性が高い分野の個別の課題の企業化のため、**新規2課題を採択**。



再チャレンジの支援

～再チャレンジのための学習支援システムの構築～
(女性に対する「学び」支援、IT基盤の整備支援を含む)

社会参加や再就職等新たなチャレンジをしようとする学習者

- ・社会参加や再就職等に資する学習機会情報または学習機会の提供
- ・活動希望分野情報の提供

再チャレンジ学習支援協議会(仮称)

(都道府県～中核市レベルの協議会)
以下の代表者で構成

- ・大学、高専等高等教育機関
- ・民間教育事業者
- ・経営者団体、商工会議所、農業団体
- ・企業、人材派遣会社
- ・市町村行政関係者
- ・NPO団体

地域・企業等の学習ニーズを集約
社会参加・就業等に至る学習相談・支援

・学習機会情報の提供

・地域・企業等の学習
ニーズ情報の提供

- ・社会参加や再就職等に資する学習機会の提供
(ITを活用した提供を含む)

教育(訓練)機関等

大学、専修学校、図書館、公民館、生涯
学習センター、女性センター、インターネ
ット市民塾、民間教育事業者、NPO団体
その他の再就職等に資する講座提供者

講座の開設

- ・地域・企業等の学習ニーズを反映
- ・ITを活用
- ・子育て中の女性への対応

学びの場へ!

チャレンジの場へ!

こんな人材がほしい!
こんな講座がほしい!

(地域・企業等の学習機会への要望)

地域社会・企業・起業の場 等

再チャレンジの例: 地域のボランティアとして社会参加
身につけた能力を発揮して企業で活躍
学んだ知識を活かして起業

等

1 公立学校施設を整備する意義・目的

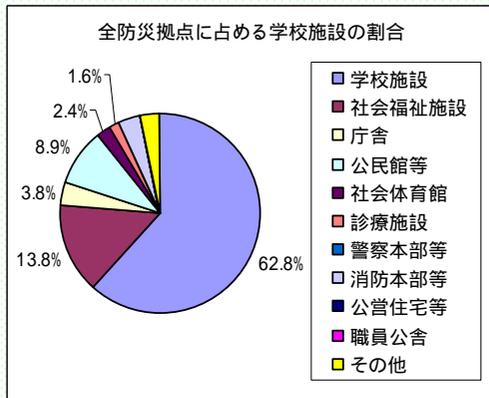
学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。



2 公立学校施設整備の現状

耐震化の現状

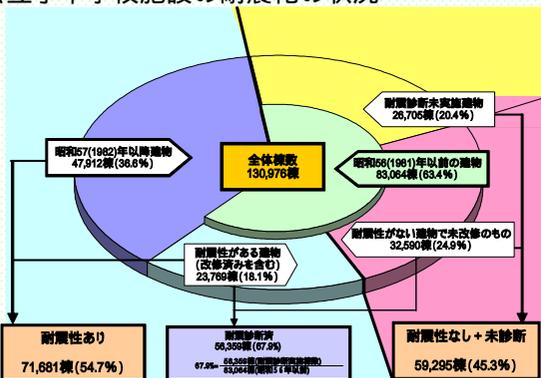
防災拠点に指定されている公共施設の約6割が学校施設



「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書」より
(平成17年4月1日現在)

耐震性が確認されている建物は全体の半数程度(54.7%)

公立小中学校施設の耐震化の状況



「平成18年度公立学校施設の耐震改修状況調査」より
(平成18年4月1日現在)

対応の現状

政府決定等

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抄)

・「大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる学校をはじめとする公共施設や住宅等の耐震化を進める。」

耐震改修促進法の改正

・地方公共団体による耐震改修促進計画の策定
・国が示す基本方針において、学校を含む特定建築物について、耐震化の目標を設定

7.5%(H15) 少なくとも9割(H27)



取り組み

学校施設の耐震化に対する補助等の実施

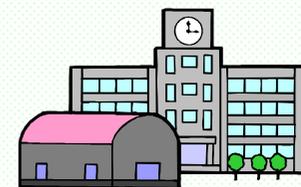
公立文教施設整備費H19要求:1,579億円(対前年度比442億円増)

平成18年中に耐震診断を完了するよう要請

(「公立学校施設の耐震化の促進について」(平成18年3月20日通知))

学校施設の耐震状況調査の実施、結果の公表

平成18年度においては設置者毎に結果を公表



国立大学等施設の耐震化の推進

国立大学等施設の現状

国立大学等施設における耐震性確保の重要性

学生や教職員等の安全確保、災害時における医療の拠点等

耐震化の現状(平成18年5月現在)

全保有面積のうち、**耐震性に問題がある施設は約1/3**
 全保有面積 : 約2,500万㎡
 うち昭和56年以前に建築された施設 : 約1,300万㎡
 うち耐震性に問題のある施設 : **約800万㎡**
 (約1/3)



中越地震における建物被害状況 (長岡高専)



閣議決定等

第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)

(国立大学法人等の施設の老朽化が深刻化しており) **耐震性や基幹設備の老朽化など安全性の観点からも問題があるため、国は、老朽施設の再生を最重要課題として位置付け、長期的な視点に立ち計画的な整備に向けて特段の予算措置を講じる。**

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示)

建築物の耐震改修の目標の設定
 住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の75%を、平成27年度までに**少なくとも9割にすることを目標とする。**

文部科学省における取組

「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」(平成18年度～22年度)を策定、耐震化を含む老朽対策を最重要課題として計画的・重点的に整備を実施

約1,000万㎡の整備需要に対し、**緊急に整備すべき対象に重点化：整備目標 約540万㎡**
 (所要経費 最大約1兆2,000億円)

1. 教育研究基盤施設の再生

老朽再生整備 約400万㎡

安全・安心な教育研究環境を確保するため、耐震性が著しく劣る施設の耐震改修整備等を図る。

今後5年間で、**倒壊・大破の危険性が極めて高いと考えられる施設を中心に**

約400万㎡を整備

狭隘解消 約80万㎡

2. 大学附属病院の再生 約60万㎡

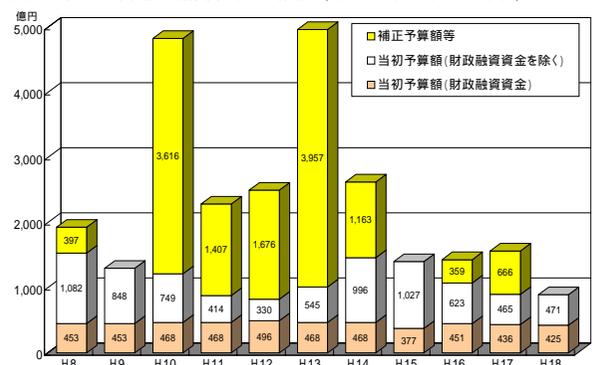
(参考) 平成19年度概算要求・要望額 1,133億円

施設整備費補助金 637億円

施設費交付事業 56億円

財政融資資金 440億円

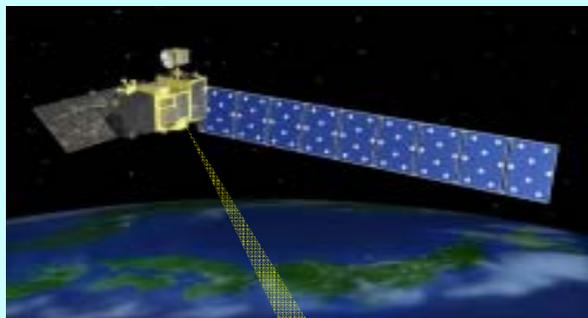
国立大学法人等施設整備費予算額の推移 (平成8年度～平成18年度)



災害予測・災害監視インフラの充実

災害発生前の災害予測や災害発生時における被災状況の迅速な把握・提供を行うため、地上インフラに加え、耐災害性を有する災害監視衛星・測位衛星・無人航空機等の観測基盤等を充実させる。

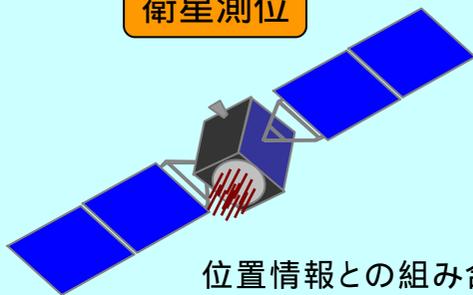
災害監視



陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)によるハザードマップの作成及び災害情報の収集による災害被害の減少が可能

衛星等による観測・監視

衛星測位



位置情報との組み合わせによる地殻変動、被災地・被災者情報の正確な把握が可能

無人航空機観測



簡便な無人航空機システムによる災害発生直後の詳細な情報収集・災害被害の減少が可能

地震・津波観測・監視

地震観測網



海底ネットワークシステム



陸域・海域観測・監視

海洋観測船



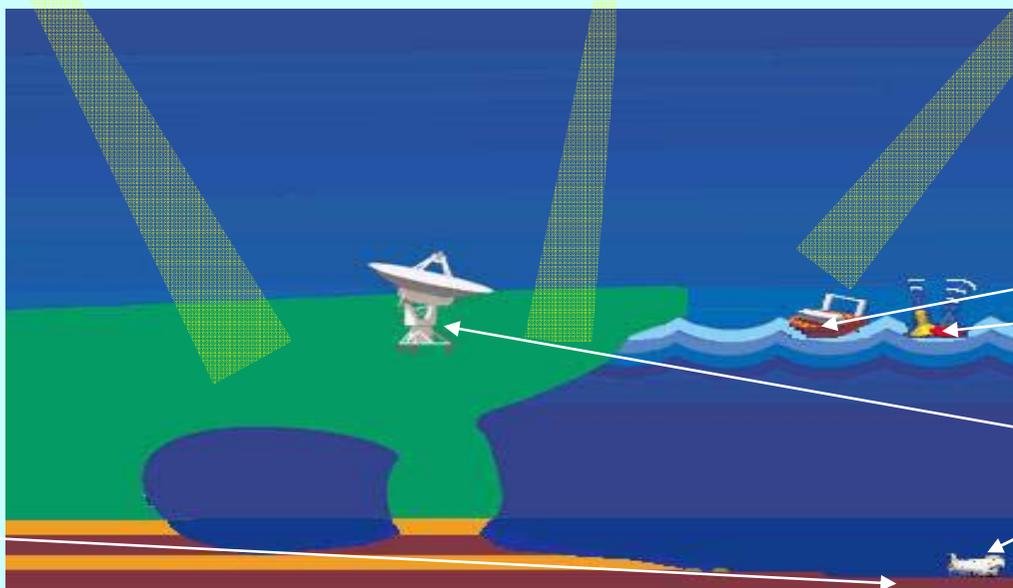
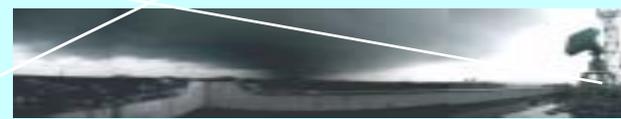
海洋観測ブイ



深海探査船



気象レーダー



防災科学技術研究所の研究概要

【主要業務】

1. 地震災害による被害の軽減に資する研究開発

地震観測データを利用した地殻活動の評価及び予測に関する研究

基盤的地震観測網(高感度地震観測網、広帯域地震観測網、強震観測網)の整備・運用
日本及びその周辺の地震活動の把握及び地震発生モデルの構築

地震動予測・地震ハザード評価手法の高度化に関する研究

リアルタイム地震情報の高度化
地震ハザードステーションの構築

実大三次元震動破壊実験施設を活用した耐震工学研

構造物の破壊過程の解明及び耐震性評価
構造物崩壊シミュレーション技術の開発



2. 火山・気象・土砂・雪氷災害等による被害の軽減に資する研究

火山噴火予知と火山防災に関する研究

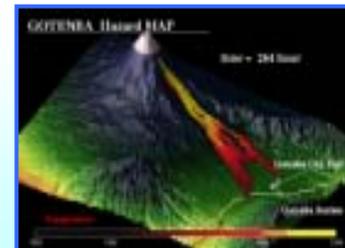
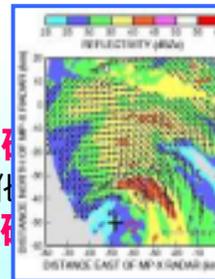
火山観測網の維持及び噴火予測システムの開発
火山活動及び火山災害予測のためのシミュレーション技術開発

MPレーダを用いた土砂災害・風水害の発生予測に関する研究

浸水被害危険度予測システム・土砂災害発生予測システムの高度化

雪氷災害発生予測システムの実用化と防災対策に関する研究

雪氷ハザードマップ作成手法の研究開発



3. 災害に強い社会の形成に役立つ研究開発

地域防災力の向上に資する災害リスク情報の活用に関する研究

地震防災フロンティア研究

医療システムの防災力向上
震災対応危機管理技術の研究開発



環境の保全のための意欲の増進及び 環境教育の推進に関する法律の概要と背景

地球温暖化の防止、自然環境の保全・再生をはじめ**環境保全上の課題が山積**
各界各層の自発的な環境保全取組が不可欠

ヨハネスブルグサミットでの小泉総理の提案、持続可能な開発のための教育の10年国連決議等を受けた**環境保全を担う人づくりを進める気運の高まり**

国民、NPO、事業者等による**環境保全への理解と取組の意欲を高めるため、環境教育の振興や体験機会、情報の提供が必要**

持続可能な社会

法の範囲

寄与

第3条 基本理念
第4条～第6条 各主体の責務

環境保全活動

理解の深化、
意欲の増進

第7条、第8条
基本方針等

環境保全の
意欲の増進

環境教育

法
の
中
心
的
内
容

第3条 基本理念
第4条～第6条 各主体の責務
第10条 職場における環境保全の意欲の増進
第11条～第15条 人材認定等事業の登録等
第16条 都道府県又は市町村が行う人材の育成又は認定のための取組に対する情報提供等
第17条 人材の育成又は認定のための取組に関する情報の収集、提供等
第18条 人材の育成のための手引その他の資料等の質の向上
第19条 環境保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備
第20条 国民、民間団体等による土地等の提供に関する措置
第21条 協働取組の在り方等の周知

第3条 基本理念
第4条～第6条 各主体の責務
第9条 学校教育等における環境教育の支援等
第10条 職場における環境教育

第22条 財政上の措置等
第23条 情報の積極的公表等
第24条 配慮等

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針

はじめに 前文

1. 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な事項

(1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全

将来世代に配慮した長期的な視点

地球の営みと絆を深める社会・文化

持続可能性を高める新しい発展の道

参加・協力、役割分担

(2) 取組の基本的な方向

意欲の増進、環境教育

- 地球温暖化問題などの課題に自ら進んで取り組むことの大切さ
各界各層に取組が広がっていくことの重要性
- 社会や地域における環境保全の意欲の増進を進める環境整備

環境教育の推進方策

- 【目指す人間像】
持続可能な社会づくりに主体的に参画
- 【環境教育の内容】
 - 人間と環境との関わり、環境に関連する人間と人間との関わり
 - 環境問題を客観的かつ公平な態度でとらえる
 - 恵み豊かな環境を大切に思う心
 - いのちの大切さ

2. 政府が実施すべき施策の基本的な方針

(1) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進にあたっての基本的な考え方

意欲の増進、環境教育の考え方

- 国民、民間団体等との連携
- 民間の自発的な意思の尊重
- 適切な役割分担
- 参加と協力
- 公正性、透明性の確保
- 継続的な取組
- 自然環境の維持管理の重要性
- 様々な公益への配慮

環境教育の推進方策の考え方

- 【手法の考え方】
 - 具体的行動に向けた一連の流れに留意
 - 継続的実践体験を中心とする
 - 体系的・総合的、効果的仕組みの構築
- 【施策の考え方】
場をつなぐ、主体をつなぐ、施策をつなぐ

(2)環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策

学校、地域、社会など幅広い場における環境教育

- 学校における環境教育
- 学校の教職員の資質向上
- 社会など幅広い場における環境教育の推進
- 人材の育成・活用
- プログラムの整備
- 情報の提供
- 各主体の連携
- 調査研究

職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育

- 環境に関する研修などの充実
- ボランティア活動の促進
- 情報の提供、表彰

人材の育成、認定事業の登録及び情報提供

- 民間の人材育成、認定事業の登録制度
- 人材育成、認定事業に関する情報提供等

拠点機能の整備

- 政府の拠点機能の整備
- 地方公共団体の拠点機能の整備に対する支援

民間による土地等の提供に対する支援

各主体間の連携、協力、協働取組のあり方の周知

情報の積極的公表

- 政府の保有する情報の積極的公表
- 公表された情報の収集、整理及び分析並びに結果の提供

国際的な視点での取組

- 国際的な動きを踏まえた国内での対応
- 国際社会との協力

3. その他の重要事項

(1)各主体間の連携

政府と国民、民間団体等 政府と地方公共団体 関係府省間

(2)法施行状況検討、見直しの準備

ITER (国際熱核融合実験炉) 計画

ITER:ラテン語で「(遠くへ続く)道」を意味する。

核融合エネルギーには、豊富な燃料資源、固有の安全性、高い環境適合性、等の優れた利点
ITER計画は、実験炉の建設・運転を通じて、核融合エネルギーの科学的・技術的実現可能性を
実証する国際協力プロジェクト
ITER機構長予定者には、日本から推薦した池田要氏(前駐クロアチア特命全権大使)
核融合エネルギーの早期実現に向け、ITERと並行して補完的に取り組む幅広いアプローチを
日・EUの国際協力により実施

ITER

参加極:日、EU、米、露、中、韓、印
建設地:フランス・カダラッシュ
核融合熱出力:50万KW(発電実証はしない)
総経費:113億ユーロ(1ユーロ=151円として計算した場合、約1.7兆円)を参加極で分担

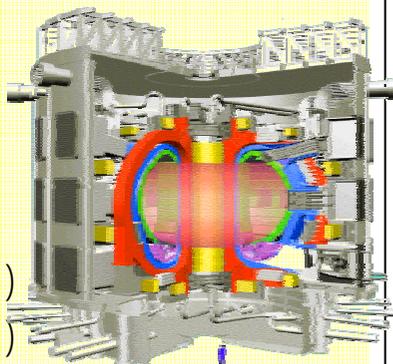
日本の分担割合:

建設期:9.1%(約540億円、
主として物納)

運転期:13%(約60億円/年)

計画(予定):

2006年度 建設開始(10年間)
2016年度 運転開始(20年間)



幅広いアプローチ

実施極:日本、EU
実施地:青森県六ヶ所村、茨城県那珂市
総経費:920億円を日・EUで半分ずつ負担
計画:ITER建設と概ね合致する期間、以下の
プロジェクトを実施

国際核融合エネルギー研究センター
・原型炉設計・研究開発調整センター
・ITER遠隔実験研究センター
・核融合計算センター

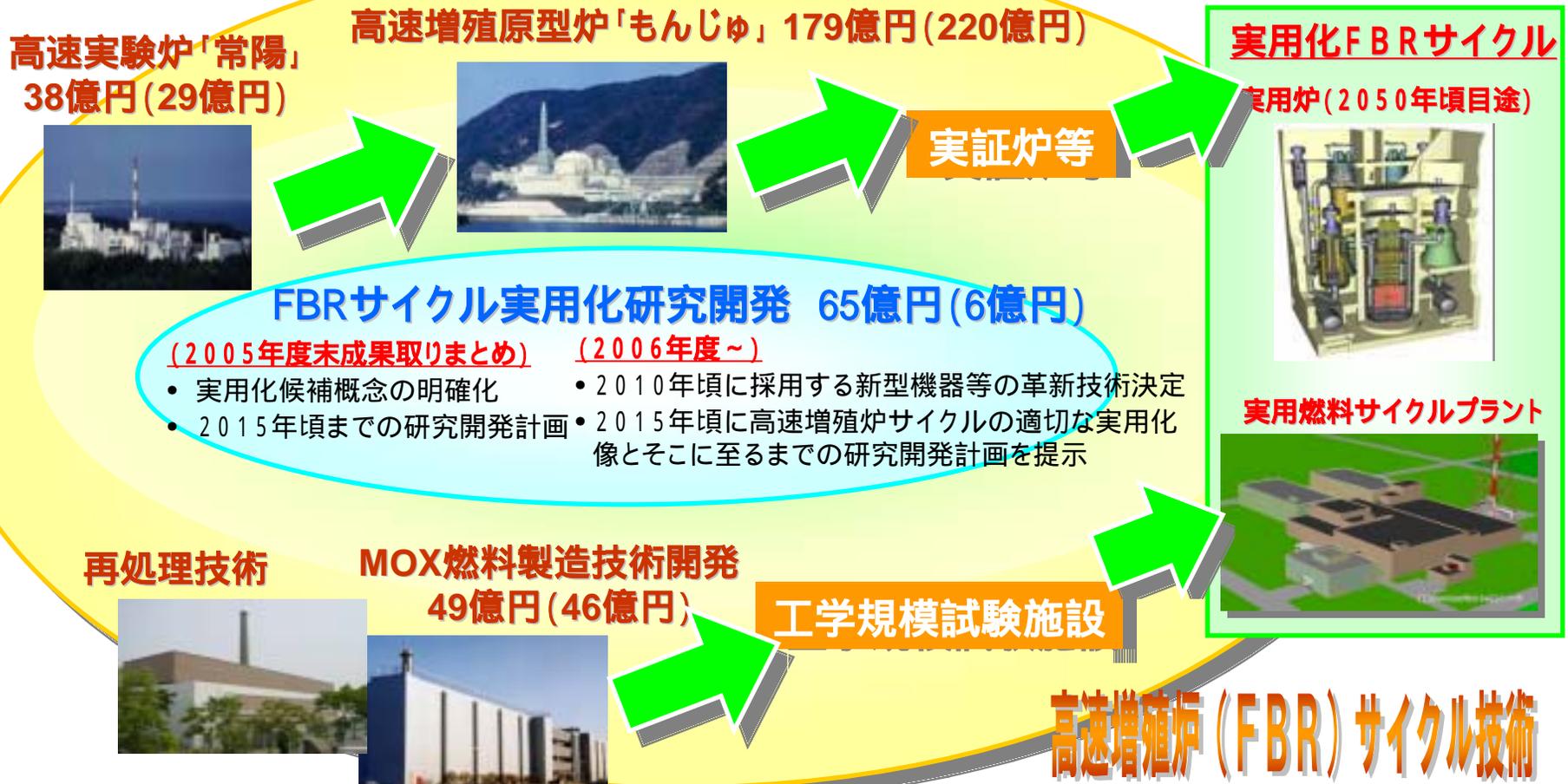
国際核融合材料照射施設の工学実証・工学設計活動
サテライト・トカマク(予備実験等の実施によるITER支援)
トカマク(tokamak)とは、核融合炉に高温高密度プラズマを閉じ込める磁場を作る方式の一つであり、ロシア語起源の名称。

高速増殖炉サイクルの推進

エネルギー資源に乏しい我が国において、高速増殖炉サイクル技術を確立することにより、長期的なエネルギー安定供給を確保することは国の存立基盤をなす重要課題であり、本技術は、第3期科学技術基本計画において、**国家的な大規模プロジェクトとして、基本計画期間中に集中的に投資すべき基幹技術(国家基幹技術)**として位置づけ

- 長期的エネルギー安定供給 : ウランを数十倍有効利用(2100年頃は海外から燃料(ウラン)の輸入不要)
- 地球環境との調和の取れた発展 : 発電過程で二酸化炭素を放出しない、**高レベル放射性廃棄物の量を低減(軽水炉に比べ約1/4)**

また、第4世代原子力システム国際フォーラム(GIF)、国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)構想等を通じて、我が国が先導して高速増殖炉サイクル技術を提案することで、国際標準化を目指すなど**国際競争力を確保する上で重要な技術**



平成19年度 文部科学省における地域振興施策一覧(概算要求額)

事業名	18年度 予算額 (百万)	19年度 概算要求額 (百万円)	事業概要	対象機関等
1 地域教育力の再生				
放課後子ども教室推進事業 (放課後子どもプラン)	-	13,759	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の多様な方々の参画を得て、様々な体験・交流活動を推進する取組を、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)として実施する。さらに、この取組の中で、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちの学習機会の充実を図る。	都道府県・政令指定都市
「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業	-	1,502	地域や家族のきずなを深める様々な活動、地域課題等を解決する取組などを通し、住民が学びあい、支えあう地域づくりを推進する。	運営協議会等
学校支援を通じた地域の連帯感形成のための特別調査研究	-	230	地域の大人が学校を支援する活動等を通じて、地域の連帯感を形成するとともに、子どもたちの交わりの中で、子どもたちの「知・徳・体」の向上に資することができる社会づくりのための実証的な調査研究を行う。	実行委員会
地域の科学舎推進事業	782	962	児童・生徒、保護者等を対象に科学館・博物館等が行う地域における理科や科学技術に関する取組支援、及び地域住民を対象に、科学館・博物館等が先端科学を分かりやすく解説する講座の開設支援等を行う。	地域の科学館、博物館、大学、公民館、個人等
2 生涯学習の推進				
再チャレンジのための学習支援システムの構築 (女性に対する「学び」支援・IT基盤の整備支援を含む)	-	796	企業や地域社会等が求める人材の資質や能力等を把握し、再チャレンジ希望者の相談に応じつつ、適切な学習機会を社会教育施設等において提供するなど、学習者の再チャレンジに資する学習支援システムを構築する。また、子育て中の女性への対応やIT活用による在宅・遠隔地等の環境にある人々への対応も行う。	再チャレンジ学習支援協議会等 (都道府県・中核市レベル)
人づくりを通じた地域づくり推進事業	29	26	人づくりを通じた地域づくりを推進するため、マネジメント能力の育成に関する先進的な諸外国の調査研究、データベースの構築、地域づくり推進のための研究協議会の開催、地域づくり支援アドバイザーの委嘱による国のアドバイザー機能の向上など地域づくりを推進するための施策を総合的に実施する。	民間団体等
放課後子ども教室推進事業(放課後子どもプラン) (再掲)	-	13,759	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の多様な方々の参画を得て、様々な体験・交流活動を推進する取組を、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)として実施する。さらに、この取組の中で、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちの学習機会の充実を図る。	都道府県・政令指定都市
生涯学習フェスティバル	123	124	生涯学習の一層の振興に資するため、全国各地の市町村や団体等が参加する「生涯学習見本市」や、人づくり、地域づくりをテーマとした取組の紹介等の生涯学習に関する多彩な催事を行う。	フェスティバル実行委員会 (平成19年度は岡山県を予定)
民間教育事業者等との連携による生涯学習の推進	26	26	多様化、高度化する地域住民の学習ニーズを的確に把握し、これに即応した学習機会を提供するために、行政と民間教育事業者等との連携促進に資することを目的とする。	行政・NPO等で構成する実行委員会
地域の図書館サービス充実支援事業	32	32	図書館が、地域の発展を支える情報拠点となるよう、レファレンスサービス(資料の利用相談)や課題解決支援機能、各種団体・機関との連携・協力など、地域における図書館サービスの一層の充実を推進する。	実行委員会
地域の科学舎推進事業 (再掲)	782	962	児童・生徒、保護者等を対象に科学館・博物館等が行う地域における理科や科学技術に関する取組支援、及び地域住民を対象に、科学館・博物館等が先端科学を分かりやすく解説する講座の開設支援等を行う。	地域の科学館、博物館、大学、公民館、個人等
家庭教育支援総合推進事業	987	1,672	家庭教育力の向上を図り、急速な少子化に対処するため、子育ての悩みや様々な課題・困難を抱える親等に対する訪問型の支援とその人材育成、ライフステージに応じた学習機会の提供、次世代の親となる若い世代が幼児やその親とふれあう機会や父親の家庭教育参加促進など、すべての親やこれから親となる若い世代に対するきめ細かな家庭教育支援の取組を推進する。	推進協議会
子どもの生活リズム向上プロジェクト	130	301	子どもの望ましい基本的生活習慣を育成し生活リズムを向上させる「早寝早起き朝ごはん」国民運動の全国展開を推進するため、生活リズム向上のための普及啓発事業や先進的な実践活動等の調査研究を行うほか、新たに、脳科学等の科学的知見を踏まえ、乳幼児を中心とした実践的な調査研究や指導資料の作成、企業との連携等による全国的な普及啓発活動を推進する。	実行委員会等
地域における教育情報発信・活用促進事業	51	51	地域における教育用情報の発信を支援するため、地方公共団体、大学、民間団体等が制作した学習コンテンツの収集や社会的要請に対応した学習コンテンツの制作等を行い、各地域のエル・ネットVSA T局から全国へ配信することにより、学びを通じた地域再生・まちづくりのための生涯学習機会の拡大を図る。	民間団体等
省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクト	-	106	子どもたちの豊かな人間性を育むため、複数の関係省庁と連携し、地域において関係機関・団体等が協働して多様かつ継続的な体験活動プログラムを開発する取り組みを推進する。	都道府県・政令指定都市教育委員会、 実行委員会、民間団体等
青少年の意欲向上・自立支援事業	185 (内数)	298	青少年が自立した人間として成長することを支援するため、「短期山村留学」や都市と農山漁村等の青少年が相互に行き交い農林水産業体験等を通して交流する「青少年相互交流推進事業」など、青少年の行動の原動力である意欲や、職業的自立の礎となる社会性を育む自然体験や社会体験など体験活動の充実を図る。	都道府県・政令指定都市、 同教育委員会、実行委員会、民間団体 等
子ども読書応援プロジェクト	-	325	多様な地域活動と連携し、読み聞かせ等を行う「子ども読書応援団」の派遣や、子どもの発達段階に応じ、読書活動への理解や関心を効果的に深める取組を調査研究するなど、社会的な気運の醸成に向けた取組を推進する。	実行委員会、民間団体等
3 学校の機能の活用				
地域・学校連携施設の整備	公立文教施設 整備費 113、721 百万円の内数	公立文教施設 整備費 157、882 百万円の内数	学校施設と他の公共施設との複合化に必要な施設整備を交付金の対象とすること等を通じて、地域コミュニティの拠点としての学校施設の利用を図る。 (なお、左記概算要求額は、内閣府で要求を行っている沖縄分の金額を含む。)	公立小学校・中学校、 中等教育学校の前期課程 及び特殊教育諸学校
幼稚園の子育て支援活動の推進	540	720	幼稚園が行う各種の子育て支援活動についての補助。	私立幼稚園を設置する学校法人
4 高等教育機関の機能の活用				
大学等開放推進事業	17	17	大学等公開講座の様々な課題を解決するために、有効な方策について調査・研究を行うとともに、大学等の機能を開放し、子どもたちに科学技術等に関する体験活動の機会を提供するなど、今後の大学開放の推進を図る。	民間団体、国立大学法人等
公開講座・施設等の開放	921	私立大学等経 常費補助金(特 別補助) 115、871百万 円の内数	私立大学等において実施される公開講座や大学等の施設等の開放にかかる経費に対して日本私立学校振興・共済事業団を通じて補助をする。	私立の大学・短期大学 高等専門学校 を 設置する学校法人
社会連携研究推進事業	2,023	研究費・私立大 学等経常費補 助金(特別補 助) 115、871百万 円の内数 施設・設備・装 置:1、029百万 円	私立大学において、地域社会との連携の下、地域社会のニーズを的確に把握した効果的・効率的な共同研究を推進するために必要な研究施設・装置・研究設備及び研究費に対し、総合的・重点的に支援する。	私立の大学を設置する学校法人

事業名	18年度 予算額 (百万)	19年度 概算要求額 (百万円)	事業概要	対象機関等
-----	---------------------	------------------------	------	-------

5 スポーツの振興

総合型地域スポーツクラブ 育成推進事業	1,025 (内数)	1,102	子どもから高齢者まで、地域住民の誰もが身近にスポーツに親しむことができる場となる総合型地域スポーツクラブの全国展開を一層推進するため、全国的な組織基盤を有する民間スポーツ団体を活用して、効率的な総合型地域スポーツクラブの育成を推進する。	運営協議会等
全国スポーツ・レクリエーション祭	154	154	広く国民にスポーツ・レクリエーション活動を全国的な規模で実践する場を提供し、国民一人ひとりのスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起し、もって国民の生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動への振興に資する多彩な催事を行う。	都道府県 (青森県)
総合型地域スポーツクラブを核とした 活力ある地域づくり推進事業	-	101	スポーツを取り巻く様々な課題(子どものスポーツ環境の充実に資する学校との連携、女性や障害者のスポーツ参加機会の向上など)を解決するため、広域スポーツセンターの機能を活用し、総合型地域スポーツクラブを核としたモデル事業を実施する。	都道府県等

6 地域文化の振興

ミュージアムタウン構想の推進	-	299	美術館・歴史博物館において学校等と連携しつつ、美術館・博物館を中核として地域全体で子どもの鑑賞機会の充実や、郷土の歴史・文化に触れる機会を提供する事業などに対して支援。	公私立の美術館・歴史博物館等
地域において企画・製作される 作品の製作支援	230	230	地域の活性化に資するため、地域において企画された映画、地域を題材に制作された映画等を支援する。	映画製作者等
本物の舞台芸術に 触れる機会の確保	3,153	3,476	学校において優れた舞台芸術の鑑賞したり、芸術団体等による実技指導やワークショップ、共演に参加するなど、本物の舞台芸術に身近に触れる機会の提供を行う。	小・中学校等
伝統文化こども教室事業	1,593	1,736	次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて学校、文化施設等を拠点とし、茶道、華道、日本舞踊、伝統音楽、郷土芸能などの伝統文化に関する活動を、計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供する。	文化団体等
学校の文化活動の推進	141	362	著名な芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校等に派遣する「芸術家等派遣事業」や文化活動の成果発表の場として「全国高等学校総合文化祭」を行う。	小・中・高等学校
「文化芸術による創造のまち」支援事業	713	507	地域における文化芸術の創造、発信及び交流を通じた文化芸術活動の活性化を図ることにより、我が国の文化水準の向上を図る。	市町村等
地域人材の活用による文化活動支援事業	-	319	地域の文化芸術人材を学校や放課後、休日等における子どもたちの文化芸術活動の指導者として活用し、地域ぐるみで文化活動を支援する体制整備を図る。	市町村等
公立文化施設の活性化による 地域文化力の発信・交流の推進	122	124	公立文化施設の自主的かつ主体的な文化活動が行われる環境を醸成するため、地域連携型自主企画・制作事業に対する支援や地域相互の情報提供等を一体的に行う。	公立文化施設
国民文化交流の推進 (国民文化祭)	180	194	アマチュアを中心とした国民一般の各種の文化活動を全国的な規模で発表する場として、開催都道府県等と共催して開催する。	都道府県
大学による地域文化振興支援事業	-	75	芸術系・教育系大学を始めとする全国の大学が、地域における文化力向上の「センター」として、その人的・知的資源を活用・動員し、地方自治体とともに地域の魅力を引き出す様々な文化事業を展開する。	地方自治体
文化ボランティア推進モデル事業	50	50	各地域における文化ボランティア活動の一層の環境整備を図り、文化ボランティア活動を推進する。(モデル事業)	文化団体等
ふるさと文化再興事業	720	727	地域において守り伝えられてきた伝統文化の継承・発展を図り、保存・活用を推進する。	文化団体等
芸術文化振興基金による支援 (地域の文化の振興を目的として行う活動への支援)	芸術文化振興 基金の運用益	芸術文化振興 基金の運用益	芸術文化振興基金は、政府出資金と民間からの出せん金を原資として、安定的・継続的に多様な芸術文化活動に幅広く助成を行うため、平成2年3月に設けられた。その中で、地域の文化の振興を目的として行う活動も支援している。 なお、当基金は独立行政法人日本芸術文化振興会が運用し、助成対象活動の募集・決定・助成金の交付を行っている。	文化施設等の設置者、文化団体等
史跡等保存整備活用等事業	23,793	24,513	貴重な国民の財産である史跡等を将来にわたって大切に保存し、活用を図っていくため、計画的に公有化、保存修理、環境整備等に関する経費の一部を地方公共団体に対して補助する。	都道府県・市町村、所有者
文化財建造物保存修理等事業	5,764	6,571	文化財建造物の保存と活用を推進し、広く国民が地域の歴史と文化を享受できるように、重要文化財や登録有形文化財の保存修理等に要する経費の一部を文化財所有者等に対して補助する。	所有者・管理団体
伝統的建造物群保存修理等事業	852	952	伝統的な集落や町並みを周囲の環境と一体的に保存し、国民が地域の歴史と文化を享受することができるよう、重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物等の保存修理等に要する経費の一部について当該事業を行う市町村に対して補助する。	市町村
重要文化財等保存整備事業	117	117	我が国の国宝・重要文化財等を火災、盗難等から守るための保存機能と、広く国民に展覧する機会を提供するなど、地域の特性に応じた活用機能を備えた整備事業を実施する。	所有者・管理団体
民俗文化財伝承・活用等事業	121	136	重要有形民俗文化財及び無形民俗文化財について、伝承者養成事業、記録作成や資料整理、施設の修理・防災事業、用具の新調・修理事業等に対して補助を実施する。	都道府県・市町村、所有者、保護団体

7 地域の科学技術振興

知的クラスター創成事業	9,972	4,893	地方自治体の主体性を重視し、知的創造の拠点たる大学、公的研究機関等を核とし、関連研究機関、研究開発型企業等による国際的な競争力のある技術革新のための集積(知的クラスター)の創成を目指す。	都道府県及び政令指定都市 が指定した財団等
都市エリア産官学連携促進事業	4,000	4,800	地域の個性発揮を重視して大学等の「知恵」を活用し、新技術シーズを生み出し、新規事業等の創出、研究開発型の地域産業の育成等を目指すもので、都市エリアにおける産官学連携事業の促進を図る。(平成18年度新規採択からマッチングファンド方式(委託費)に移行)	都道府県及び政令指定都市 が指定した財団等
知的クラスター創成事業(第II期)(仮称)	-	6,900	これまでの「知的クラスター創成事業」の成果を踏まえ、地域の自立化を促進しつつ、経済産業省をはじめとする関係府省と連携して、「選択と集中」の視点に立ち、世界レベルのクラスター形成を強力に推進する。	都道府県及び政令指定都市 が指定した財団等
地域イノベーション創出 総合支援事業 (独立行政法人科学技術振興機構事業)	運営費交付金 の内数	運営費交付金 の内数	全国に展開している研究成果活用プラザやJSTサテライトを拠点として、自治体、経済産業局、JSTの基礎研究や技術移転事業等の連携を図りつつ、シーズの発掘から実用化までの研究開発を切れ目なく行うことにより、地域におけるイノベーション創出を総合的に支援する	独立行政法人科学技術振興機構
地域結集型研究開発プログラム			地域として企業化の必要性の高い個別的な研究開発課題を集中的に取扱い、産学官共同研究事業である。大学等で創出された技術シーズを基にした試作品の開発等、新技術、新産業の創出に資する企業化に向けた研究開発を実施する。	独立行政法人科学技術振興機構
重点地域研究開発推進プログラム			研究成果活用プラザJSTサテライトにおいて、産学官の交流及び地域の独自の研究成果を活用する産学官による研究成果の育成を推進し、技術革新による新規事業創出を目指す。	独立行政法人科学技術振興機構
地域研究開発資源活用促進プログラム			研究成果活用プラザ等における育成研究等の実験室レベルの研究成果を基に、地域の中小企業等への円滑かつ効果的な技術移転を実現して、地域におけるイノベーションの創出に資することを目的として、事業化・製品化に向けた産学官共同研究を行う。	独立行政法人科学技術振興機構
地域結集型共同研究事業 (独立行政法人科学技術振興機構事業)			地域が目指す特定の研究開発目標に向け、研究ポテンシャルを有する地域の大学、国公立試験研究機関、研究開発企業等が結集して新技術・新産業の創出に資する共同研究を行う。	独立行政法人科学技術振興機構